

# 実施手順（利用者用）の策定と運用

副センター長 中島賢治

## 1.実施手順とは

本校の情報システムの適切な管理と運用をはかるために「佐世保工業高等専門学校情報セキュリティポリシー（情報システムを安全に運用するための方針）」が策定されました。そして、そのポリシーを実施するために個人個人が守らなければならないルールを細かく定めたものが、「実施手順」です。ここでは、「利用者が守らなければならない実施手順を、「セキュリティポリシー実施手順？利用者用？」の中からほんの少し抜粋して、それがどんなものか理解していきましょう。

## 2.実施手順の構成

実施手順の構成は、おもに以下のようになります。実施手順の目次より題目を抜粋して簡単な説明をつけ加えました。

- (1) 定義など・・・本校の実施手順が対象とする範囲、実施手順書で用いた用語の定義、本校の情報システムを利用する者の責務について書いてあります。
- (2) 物理的セキュリティ・・・パソコン等を校内に持ち込んで LAN 接続する場合の手順、配線やパソコン本体などハードウェアの管理に関することが書いてあります。
- (3) 人的セキュリティ・・・教育訓練への参加義務、異常を発見したときの連絡手順、パスワードの管理手順、不正なアクセスの防止など、ソフトウェアに関することが書いてあります。
- (4) 技術的セキュリティ・・・バックアップの手順やメールの利用手順などの技術的な運用方法やマナー、業務目的外利用の禁止や無許可ソフトウェアの導入の禁止などの校内での禁止事項、プライバシー侵害や著作権侵害やセクハラなどの違法行為、などについて書いてあります。
- (5) 運用・・・危機管理を想定した緊急時の対応手順、緊急連絡体制図などが書いてあります。

## 3.実施手順の重要部分

ここでは、「利用者が本校の情報システムを使用するにあたって、「守らなければならないこと」知らず知らずのうちに責任が発生すること」などの、最低限知っておかなくてはならない

ことらについて、実施手順書から抜粋して説明します。

たとえば、情報システムの入り口に必要なパスワードについて、こんなことが書いてあります。

#### パスワードの管理手順

パスワードは秘密にしておく。  
パスワードのメモは取らない。  
パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。  
パスワードは定期的、若しくはアクセス回数に基づいて変更、再利用しない。  
仮パスワードは最初のログイン時に必ず変更する。  
パスワードは教職員間、あるいは教官と教育補助をする学生間で共有しない。

これは、情報の授業などで必ず注意を受けることですが、さらに具体的な内容として、つぎのようなことも書いてあります。

#### パスワード運用の注意点

名前、電話番号、生年月日は使わない。  
一般に使用される用語、辞書に載っている単語や数字だけの単純なものは使わない。  
パスワードはある程度の長さ(8文字)以上とし、それをメモしない。  
パスワードをファイルに保存、あるいは電子メールで送らない。  
他人にパスワードを絶対教えない。  
定期的に変更し、古いパスワードは再利用しない。

当然ですね。かく言う私も、昔、パスワードに誕生日を使っていたことがありました。では、どうやってパスワードを決めればいいのか、さらに親切に例を挙げて説明しています。

#### 適切なパスワードの例

母音を抜き、記号や数字などを挿入するパスフレーズによる作成例

「山と川と海」	yamaTOkawaTOumi	:ローマ字で表す
	ymTOkwTOm	:母音を抜く
	ym&2kwTOm	:前の TO を & 2 に置き換える

使用できる特殊文字の例

! & % # \$ ) ・ ? ; : { } [ ] \* @ = < | >

また、実施手順には以下のような禁止事項も記載されています。

業務目的外利用の禁止

**【学生】**

- ・ 私的なアルバイト等のために掲示板やメールリスト等を利用することは目的外使用で不適切である。
- ・ 本校の情報システム等を使用して、ソフトウェア開発等のアルバイトをする、外部の計算機やデータの保守を、利益を上げる目的で行なうこと等は目的外使用である。

**【教職員】**

- ・ 公務出張の為に航空券等の手配等、職務を遂行する上で必要な取引のために本校の情報システム等を使用するのは適正使用である。
- ・ ネットオークションやネットショッピングに関連して、本校の設備やメールアドレス、ドメイン名等を利用する事は、目的外使用であり許されない。
- ・ 自分の著書を販売するために本校の情報システム等を利用することは不適切である。

**【共通】**

- ・ 物品や情報の販売に本校の情報システム等を使用することはできない。
- ・ 商品やサービスを販売する目的で、本校の情報システム等を使い広告等を掲示、発信することはできない。
- ・ 本校の情報システム等を使って、商取引の仲介をすることはできない。
- ・ 特定の政党に偏った政治活動や宗教活動に本校の情報システム等を使用することはできない。
- ・ パソコンゲーム等の娯楽目的でのコンピュータやネットワークの利用は目的外利用である。
- ・ ネットワークを用いた賭博行為は違法であるので使用することはできない。
- ・ 職務外の利用は原則として禁止されている。

何気なく情報システムを利用しているだけで、どんな危険にさらされるかについても書いてあります。

## 個人情報の流出の禁止およびプライバシー侵害の禁止

個人情報流出はプライバシーの侵害につながるため、情報公開には細心の注意が肝要である。

- ・懸賞付きオンラインアンケートに記入した個人情報が別Webページに掲載された。
  - ・プロバイダが不正アクセスを受け、会員の一覧名簿が流出し、別Webページに掲載された。
  - ・ネットカフェで入力した情報が全て盗み見られて銀行口座からお金が引き出された、サラ金から借金された。
  - ・市役所の住民票台帳のデータが流出し、名簿業者に売られた。
  - ・プロバイダの会員のクレジットカード番号が外部から閲覧可能な状態に置かれた。
- など、極めて危険なワナが潜んでいるので、軽率な行動は慎むこと。勝手に知人や友人の個人情報を公開すると刑法で処罰される。

以上、すべて「セキュリティポリシー実施手順？利用者用？」の中から抜粋して説明して参りましたが、本編にはさらに詳しく書いてあります。知らなかったでは済まされない事態にならないために、是非ご一読いただき、これを守っていくよう心がけてください。

## 参考文献等

- 1) 金澤正憲主査他：大学の情報セキュリティポリシー - に関する研究会編；大学における情報セキュリティポリシー - の考え方、平成 14 年 3 月 29 日
- 2) ネットワーク社会における情報の活用と技術 [ 情報教育テキスト ]、岡田正、高橋参吉、藤原正敏編、実教出版、平成 15 年 2 月
- 3) 国立情報学研究所情報セキュリティポリシー - 関連資料、2003.3
- 4) 名古屋大学情報セキュリティガイドライン関連資料、2003.3